

徳島県男女共同参画基本計画（第5次） 【素案】

徳 島 県

第1章 計画の策定の趣旨

1 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1、2及び3に係る部分については、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

（男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市4町 ※令和4年4月現在）

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）などに対して、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

2 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

3 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、10の「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら12の柱を確実に推進するため、13番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

4 進行管理

この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

第2章 「男女共同参画立県とくしま」のめざすべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」

2 めざすべき将来像

＜新たな総合計画「長期ビジョン編」素案（大要）より抜粋＞

未来が輝く「躍動とくしま」

一人ひとりが、未来に夢と希望を持つことができ、
その実現に向かって、誰もが活躍し、躍動する徳島

【誰もが個性に応じて活躍し、
多様性が受容されるダイバーシティ社会が創り出されている】

- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な個性や価値観が大切にされ、自立しながら支え合い、一人ひとりが居場所を持つことで、いきいきと活躍する社会が形成されています。
- 性別に関わらず、様々な分野での活躍やキャリアアップが可能となり、また、育児や介護に携わることが当たり前になるなど、家庭でも職場でも、男女が互いに尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会が形成されています。

3 第5次計画の重点方針

- 我が国は、「ジェンダー・ギャップ（男女格差）指数（2022）」において146か国中116位と先進国の中では、最低水準である。
- 「とくしまe－モニターアンケート」では、男性の方が「非常に優遇されている」または「どちらかと言えば優遇されている」と考える人の割合が、65.9%にのぼっている。
- 上記の現状を踏まえ、第5次計画においては、男女間の格差の解消に重点を置き、各種施策を展開することとする。
なお、施策の推進に当たっては、仕事と家庭生活の両立等に関して、本人の意思が尊重されるべきものであることに配慮することとする。

4 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(5) あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現のため、あらゆる暴力を根絶し、生活上の困難を抱える女性を支援していく必要があります。

(6) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにしていきます。

(7) 地域社会における男女共同参画

防災・事前復興、地域おこし・まちづくり、環境などの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

(8) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(9) ダイバーシティ社会の実現

男女共同参画を実現するため、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらない多様な人々が力を発揮し、共存できるダイバーシティ社会を実現します。

(10) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策展開

SDGsが目指している「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「世界の中の徳島」として、国際社会と足並みを揃え、ジェンダー平等に向けた取組を進めます。

◆第5次計画の体系

基本方針【3】	主要課題【12】		推進方策【34】
I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	推進計画※	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
			(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
			(3) 男女間賃金格差への対応
			(4) 起業・創業への支援
			(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
			(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) コロナ下で広まったテレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出	
		(2) 働き方改革の推進	
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
		(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	
(3) 男性の育児休業取得等の推進			
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成		
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
		(2) 性犯罪・性暴力・AV対策の推進・強化及び被害者支援	
		(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化	
		(4) 加害者の再犯防止に関する取組	
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) ひとり親家庭等への支援	
		(2) 若年者の妊娠等への支援	
		(3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備	
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持	
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興	
(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立			
III 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
		(2) 男性にとっての男女共同参画の推進	
		(3) 総合相談体制の充実・強化	
	10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	
		(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	
	11 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進	
		(2) 地方創生の推進と男女共同参画	
		(3) 環境保全への寄与	
12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり		
	(2) 多様な人権尊重		

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2, 3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通して、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる基盤づくりをめざします。

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 男女共同参画社会の実現は、国際社会が2030年の達成を目指すSDGs 5番目の目標、「ジェンダー平等」をはじめ、全ての目標の達成に不可欠な視点であるとともに、ダイバーシティ社会の実現にも繋がるものです。
- 世界経済フォーラムが発表した2022年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中116位（前年：120位）と先進国の中では最低水準となっています。
- また、県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果において、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、65.9%にのぼる一方で、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査*1においても、同様の傾向となっています。
- このような状況を踏まえ、徳島県男女共同参画推進条例に規定する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」*2を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定するものです。
- 一方、近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意する必要があります。
- 既に働いている女性はもとより、これから働こうとしている女性も含め、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現するためには、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備、キャリアアップや復職、再就職に必要な支援及びリカレント教育の推進など、関係機関が連携した女性のエンパワーメント*3に努めていく必要があります。
- また、SDGsの達成に向けた取組の一つとして、全国トップクラスの実績を誇る本県の女性活躍を、関係機関との連携により県内外に発信していきます。

*1 「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」において、「社会全体の男女の地位の平等感」について、「男性の方が優遇されている」と回答した人が74.1%、「平等」と回答した人が21.2%となっており、その背景として、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられる。

*2 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号にお

いて、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。

男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

*3 エンパワメントとは「力をつけること」という意味。女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方である。

推進方策

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」*1の策定を支援するとともに、男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的認知度を高めます。

また、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知による気運醸成により、企業に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」*2の意見を踏まえながら、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

- ① 関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を支援します。
- ② 雇用の分野における男女の均等な機会と、その意欲と能力に応じた均等な待遇を確保するため、関係機関と連携して、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。
- ③ 企業に対し、トップの意識改革を推進し、企業における女性活躍の気運醸成を促進します。
- ④ 女性の活躍の促進に向けて積極的に取り組む企業等を、公共工事等において評価します。
- ⑤ 「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における課題を共有し、解決のための新たな取組につなげます。
- ⑥ 女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業が受ける「えるぼし認定」*3について、関係機関と連携しながら、県内企業に対し取得を促進します。
- ⑦ 男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、モデル的な事例の普及を図ります。
- ⑧ 女性活躍推進のためのロールモデルや働きやすい職場を紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトを活用し、女性活躍の「見える化」を図ります。
- ⑨ 県内の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合を一覧化して「見える化」を図ります。
- ⑩ 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」*4の趣旨の周知広報を図り、賛同者の増加を推進します。
- ⑪ 性別に関わらず、多様な生き方を選択することができるよう、固定的な性別役割分担意識や、性差等に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための普及啓発を行います。

*1 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進

めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。

- *2 働く女性の活躍促進のため、事業者、学識経験者及び行政等が連携・協力し、様々な検討や提言を実行していくことを目的として設置される協議会。
- *3 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対し、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が行う認定。
- *4 平成26年6月に策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同する男性リーダーが、宣言に沿って具体的な取組を進め、取組の輪を社会的に影響力のある男性リーダーに広げていくことをめざすもの。様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう、「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」ことを宣言している。平成28年3月に本県飯泉知事も賛同を表明。令和4年9月30日現在293名が賛同している。

(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成

出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等をめざす女性のキャリアアップやデジタルスキル等の習得を図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。

- ① 出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。
- ② 管理職をはじめキャリアアップを目指す女性を支援するため、ICTツールを活用した、働きながら学べる講座を実施します。
- ③ とくしま経営塾「平成長久館」において、「DXの促進（デジタル人材の育成）」を重点項目のひとつとし、企業の新分野への事業展開（DX）を支援するため、セミナーやワークショップ等を開催することにより、開発者や営業担当のデジタル能力向上や生産性向上、新たな事業展開につながる人材を育成します。
- ④ テクノスクールにおいて、就業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。
- ⑤ 大学や企業、民間団体等と連携しながら、女性や若者の自己実現と社会貢献に向けた学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー*1」において女性デジタル人材の育成などリカレント教育を実施し、主体的な社会参画を促します。
- ⑥ 男女共同参画総合支援センター内に設置した「すだちくんハローワーク*2（分室）」により求職者の利便性を図るとともに、創業相談など各種相談を実施することにより就労を支援します。
- ⑦ 「とくしまリカレント教育支援センター*3」において、リカレントに関する講座の一元的な情報発信や、高等教育機関と連携した新たなリカレントプログラムを提供します。

- *1 政策・方針決定糧への女性や若者の参画機会の拡大を図るため、平成30年度に創設。人材発掘及び人材育成機能を備えた実践的な講座等を集中的に実施している。
- *2 地方版ハローワークとして県が設置・運営している無料職業紹介所のこと。職業紹介やきめ細かな職業相談などを実施。
- *3 多様な学び直しの機会を提供し、リカレント教育の推進を図るため令和元年10月県立総合大学校「まなびーあ徳島」に開設。

(3) 男女間賃金格差への対応

男女間の賃金格差を解消するため、女性が多い非正規雇用労働者の正規化を促進する等により、女性の経済的自立を促進します。

- ① 関係機関と連携し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や男女間の賃金格差を解消するための法令の周知や情報提供を進めます。
- ② 企業の労働環境整備や求職者の就職活動への支援により、多様な就労機会の創出を行い、正社員での採用や非正規から正社員への転換を促進し、賃金格差の解消を目指します。

(4) 起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、創業コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

- ① 起業意識を喚起するとともに、起業に必要な知識を習得するため各起業段階に応じた実践的な内容の講座を開催します。
- ② 起業家が抱える経営課題の解決を図るため、個別相談を実施します。
- ③ 起業家の資金調達を低利融資制度により支援します。
- ④ 起業家同士の人脈形成や販路開拓を推進するため、起業家間のネットワーク構築を支援します。

(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での6次産業化*1に向けた研修会や各種交流会を開催し、新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での体制づくりにより、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、地域の課題解決を図ります。

- ① 農林水産分野において女性が一層活躍できる環境整備を推進し、魅力ある農山漁村の実現に向け、アグリビジネスアカデミーや林業・漁業アカデミーなどを活用したりカレント教育の充実、地域の新たな産業創出につながる6次産業化に向けた研修会や各種交流会等を開催することにより、女性の視点を生かした新たなビジネスにチャレンジする取組を支援します。また、各種団体・グループが実施するリーダー育成研修会等の自主的な活動を支援します。これらの取組により、未来のリーダーとなる女性農林水産業者数の増加を促進します。
- ② 建設産業への若年者や女性の入職を促進するため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信するとともに、建設産業で働く女性のキャリアモデルとなる人材の育成及び交流を促進します。
- ③ スポーツの分野において、結婚や出産後も、生活とのバランスを取りながら、女性指導者やスポーツリーダーとして活躍できるよう、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境づくりを推進します。

*1 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体

的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと(1次(生産)×2次(加工)×3次(販売)＝6次産業化)。

(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発・広報に努めるとともに、充実した労働相談体制を確保します。

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの未然防止や、母性健康管理を促進するため、関係機関と連携しながら啓発・広報に努めるとともに、平日夜間や土日、メールでの対応など、労働者が幅広く利用できる労働相談体制を確保します。
- ② 介護現場で働く人が、利用者や家族から受けるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対応するため、厚生労働省が作成した介護事業者向けの対策マニュアルの周知に努めます。
- ③ 人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」において、企業や団体等が行う研修会や講演会に講師を派遣し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含むあらゆる人権課題についての学習の機会を提供することにより、人権尊重に向けた意識啓発を推進します。

主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く側のニーズの多様化が進む中、女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、男性も含めて、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要です。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。
- それぞれの企業等において、長時間労働を是正し、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、個々の事情にあった多様な働き方の実現を目指す取組を進めることが必要です。
- 特に、自宅やサテライトオフィス等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制の拡充等による、育児や介護といった家庭生活上のニーズにあわせた多様な働き方により、離職の防止や新たな人材の確保が期待できます。
- ゆとりと豊かな活力あふれる社会の実現を図るためには、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択でき、こうした多様な働き方のニーズに対応する企業等を支援することが求められます。

推 進 方 策

(1) コロナ下で広まったテレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。コロナ下で広まった時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、多様で新しい働き方を創出します。

- ① ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」*1を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。
- ② テレワーカーとしてICTを活用し活躍できる人材を育成するとともに、スキルアップを図り、自営型テレワーカーとしての自立など、個々のライフスタイルに応じた働き方を支援します。
- ③ 多様で新しい働き方の創出を図るため、豊かな自然環境、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かし、都市部企業のサテライトオフィス誘致を促進するとともに、コワーキングスペースを核としたビジネス創出支援や人材育成を図ります。

*1 県内のテレワーク推進の拠点として、テレワークの相談及び普及啓発を実施する機関。

(2) 働き方改革の推進

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しなど、個々の事情に応じ、多様で柔

軟な働き方を選択できる社会の実現を目指します。

- ① 長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする「働き方改革」の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。
- ② AIやIoT、ロボティクスの最先端分野における新技術の導入など、企業の取組を支援し、業務の効率化と生産性の向上を図ります。
- ③ 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、過労死のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、企業における労働者の健康管理が強化されるよう、関係機関と連携し、相談や啓発を実施します。
- ④ 関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。

主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。
- このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。
- また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである男性が家事・子育て・介護等に参画できるような基盤整備を一層推進することが求められます。
- 男性が育児休業の取得等により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場におけるマネジメントの在り方を見直す契機ともなり、ひいては男女が共に暮らしやすい社会づくりに資するものです。
- 女性活躍推進法に基づく取組を含む積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による、職場における女性の参画拡大、女性の能力発揮を促進するための支援も必要です。
- 職業生活と家庭生活との両立に関しては、当然に本人の意思が尊重されるべきものであり、家庭生活に専念するという選択も尊重される必要があります。
- このため、あらゆる立場から仕事と生活の調和を見つめ直し、家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる基盤づくりを、着実に進めていくことが求められます。

推進方策

（1）ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

- ① 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」*1の策定を支援します。
- ② 子育て中の社員をはじめ、経営者や管理職を含む企業・団体の職員を対象に、仕事と家事や育児との両立についての講座を開催し、意識の改革と知識の習得促進を図ります。
- ③ ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。（再掲）

*1 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、子育て・介護などを担う方の利便性の向上や手続に係る負担軽減を図るため、各種行政手続におけるオンライン化を推進します。

- ① 仕事と家庭との両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度の周知啓発を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランスの取れたライフスタイルの確立に向け、社会全体による子育て気運の醸成を図るため、県民・企業・行政が連携して、様々な子育て支援策を展開します。
- ③ 「チーム育児（ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児）」を、子育て家庭のロールモデルとして普及・推進していきます。
- ④ 待機児童ゼロを継続するため、国が定める「新子育て安心プラン」に基づく、市町村における保育の受け皿整備を支援するとともに、保育の担い手となる保育士等の人材確保を促進します。
- ⑤ 幼稚園等の子育て支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童支援員等の質の向上や「放課後児童クラブ」等の受け皿確保を図ります。
- ⑦ （公社）徳島県看護協会及び（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク並びにファミリー・サポート・センター等との連携を進め、病児・病後児保育事業の推進とあわせ、全県的な病児・病後児の受入環境の整備を図ります。
- ⑧ 子育て総合支援センター「みらい」を中心として、市町村や関係団体と連携を深め、地域の子育て支援活動を積極的に支援し、地域における子育て力と子育て環境の向上を図ります。
- ⑨ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」等を利用する方の子どもの一時的預かりを実施し、子育て世代が様々なイベントや活動に参加しやすい環境づくりを行います。
- ⑩ 勤労者向け協調融資制度や奨学金制度等により、特に経済的負担の大きい子育て家庭の負担軽減を図ります。
- ⑪ 乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑫ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所・幼稚園等保育料無料化制度を推進します。
- ⑬ 治療と仕事の両立を支援するため、関係機関と連携しながら、相談窓口や取組についての周知広報に努めるとともに、テレワークの導入など、多様な働き方を選択できる職場環境づくりを推進します。
- ⑭ 勤務する職員のために院内保育所を設置している病院等に運営補助を行い、医療従事者の離職防止及び再就業を促進します。
- ⑮ 子育て世帯を支援するため、未就学児の子育てに関する相談に応じます。
- ⑯ 音楽、スポーツなどのイベントに、大人と子どもと一緒に気兼ねなく参加できる機会を提供します。

- ⑰ 子育てや介護を担う者の利便性向上や手続に係る負担軽減を図るため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、市町村における導入を促すとともに、市町村のシステム改修等の支援を行います。
- ⑱ 介護支援専門員実務研修受講試験について、オンラインによる受験申込手続を導入し、受験者の利便性向上を図ります。

(3) 男性の育児休業取得等の推進

男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育てを楽しむ男性や子育て支援等に積極的な企業の認証・表彰等により、男女が共に家事や育児、介護等に参画・実践できる社会の実現を推進します。

- ① 男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男性が育児に参画・実践できるライフスタイルを普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が取得できるよう、積極的に企業に対して働きかけます。
- ② 男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての理解の促進及び技術の向上を図るとともに、男性同士のネットワークづくりや子育て支援団体の活動の土台づくりに取り組みます。
- ③ 「とくしま子育て大賞」*1 の表彰により、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、社会全体で支援する気運の醸成を図ります。
- ④ 仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」*2 として認証するとともに、「くるみん認定」*3 についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、県内企業等における次世代育成の取組を促進します。
- ⑤ 親子で参加できる講座を実施し、男性の育児参画を支援します。

*1 「チーム育児を実践している保護者」や「チーム育児に賛同し、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業・団体」、または「子育て支援活動を行っているシニア世代が中心となった団体・個人」を募集し顕彰する制度。

*2 次世代育成対策支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組む企業に対して徳島県が行う認証制度。

*3 子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定制度。

主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 世界経済フォーラムが発表した2022年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中116位（前年：120位）と先進国の中では最低水準となっております。
- 国においては、指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、男女共同参画社会基本法に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成など取組を強化する必要があるとし、指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を強化し、さらに、その水準を通過点として、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会になることを目指しています。
- 男女共同参画推進条例においては、男女が社会における対等な構成員として、施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることなどを旨とした基本理念を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含む施策を総合的に策定し、実施することが規定されています。
- 徳島県では、管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合が19.6%で全国第1位（全国平均15.7%：令和2年国勢調査）、県審議会等における女性委員の割合が56.8%で、平成20年度以降、平成28年度を除き全国第1位（全国平均37.5%：R3.4.1現在）、と全国トップクラスにあります。
- 今後とも、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実に努めます。

推進方策

（1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*1を策定するなど、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図ります。

- ① 県職員については、「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大、能力の開発を図るとともに、「能力実証」を前提としつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めます。また、「徳島県特定事業主行動計画（ほほえみ愛☆阿波っすくすくプログラム）」に基づき、育児休業の取得促進、効率的な業務執行など、職員だれもが働きやすい勤務環境の整備や職員の意識改革を図ります。

- ② 県の審議会等における女性委員の選任割合について、全国トップクラスの水準（R3.4.1現在56.8%）を堅持することを目標に、女性の参画拡大を図るとともに、会長及び副会長等への女性の登用を進めます。
- ③ 政策・方針決定過程への女性・若者の参画を促進するため、「とくしまフューチャーアカデミー」において、人材の発掘と育成を図るとともに、育成した人材の登録リストを作成し、審議会委員への登用など様々な場面において活用することにより、女性の登用と活躍の場の整備を図ります。
- ④ 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います。
- ⑤ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を推進し、企業における意欲と能力のある女性の管理職登用の促進を図ります。
- ⑥ 農林水産関係団体における女性の役員・委員の任命、選出が、男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層推進します。

*1 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」は、国及び地方公共団体の機関等が策定する組織内の女性の活躍を推進するための取組をとりまとめた行動計画。

（２）男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

女性のエンパワーメントを促進し、幅広い分野においてリーダーとして活躍できる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

- ① 「とくしまフューチャーアカデミー」等で育成した人材のネットワーク化を図り、地域での連携を生かした活動を促進します。
- ② 女性がキャリアビジョンを追求し、いきいきと働くために、キャリアアップのための各種セミナーを開催します。
- ③ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。
- ④ 消費者情報センターをデジタル時代に即した全世代への消費者教育の拠点とし、学校における消費者教育をはじめ、ライフステージに即した体系的な消費者教育や地域の消費者リーダーの育成を推進します。
- ⑤ ボランティアやNPO等の活動に、男女が共に参加でき、知識や技能を生かせるよう、活動を支援します。

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現していくために、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めるとともに、人々が健康で安心して生活することができる環境づくりを進めます。

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」をめざしている本県にとって、女性に対する暴力の根絶は、非常に重要な課題であり、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。
- 男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春、アダルトビデオ出演被害など様々な形態がありますが、スマートフォンやSNSなどの普及を背景に被害が若年層へ拡大するなど、女性に対する暴力は多様化しており、こうした暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。
- これらの状況を踏まえ、暴力の加害者にも被害者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための環境づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間団体の支援にも取り組みます。

- ① 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」*1に基づき、配偶者暴力相談支援センターの役割を担うこども女性相談センターを核として、被害者に配慮した相談体制の充実、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進するとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口及び関係機関との連携による支援体制を構築します。
- ② 「相談窓口ステッカー」の配布など、DV相談窓口を広く県民に周知します。
- ③ 被害者の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- ④ 一時保護後の被害者が地域での生活へ順調に移行できるよう、ステップハウスを運営し、自立への支援を行います。
- ⑤ 配偶者等からの暴力は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、必要に応じて、こども女性相談センターにおいて、被害者の子どもに対する心のケアを行

います。

- ⑥ 被害者が置かれている危険性や自立への困難さ、加害者の追跡等に対する不安感を十分認識し、これらに配慮した施策を実施します。
- ⑦ 被害者支援に取り組む民間団体の育成や活動の活性化に取り組み、民官が連携して被害者支援に取り組めます。
- ⑧ 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、『『ストップ！DV*2』強化推進月間（11/1～12/31）』『女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）』等を通じて、市町村や民間団体とも連携し、広く普及・啓発を行います。
- ⑨ 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、また、将来、暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- ⑩ 市町村における配偶者暴力相談支援センター及び相談窓口の設置を促進します。
- ⑪ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。

*1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、本県において、総合的に配偶者からの暴力の問題に取り組むことを目的に、2005年（平成17年）12月に策定した基本計画〔2009年（平成21年）3月一部改正〕。7つの基本目標を掲げて、14の主要課題ごとに、今後の推進方策を取りまとめている。

*2 「ドメスティック・バイオレンス」の略。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。配偶者暴力防止法では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする者等も含む）であるものを対象にしている。

（２）性犯罪・性暴力・ＡＶ対策の推進・強化及び被害者支援

性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、インターネットやSNS等を活用した相談支援内容の広報啓発の実施や、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成研修の実施などにより、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組めます。

また、アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であることから、若年層の被害拡大防止に向けて、適切な被害者対応を図り、取締りを強力に推進します。

[性犯罪・性暴力対策の推進・強化]

- ① 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して、緊急避妊や性感染症検査などの医療的支援、心理カウンセリング、法律相談など、被害者のニーズに応じた専門的な支援を行います。

また、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成をはじめ、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組むとともに、「性暴力被害者支援連携協議会」の開催による関係機関との連携強化や、こうした取組をインターネットやSNS等を活用して積極的に周知広報することにより、被害者が躊躇することなく、相談できる体制の整備と性暴力を許さない県民意識の醸成に努めます。

- ② 性犯罪捜査体制の整備などを進めるとともに、関係法令等を厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。
- ③ 性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行い、積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対する指導・警告措置を的確に実施します。
- ④ 県警察及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性犯罪あるいは性暴力の被害者への医療費やカウンセリング費用等の公費負担による支援を実施します。
- ⑤ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るため、徳島県青少年健全育成条例*1の適正な運用を図ります。
- ⑥ 性的搾取等の被害者になった子どもに対しては、心理的負担等に配慮した相談、保護を行うなど、関係機関が連携し、総合的で適切な支援を実施します。
- ⑦ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度*2の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。
- ⑧ 売買春を未然に防止するため、県民意識の更なる向上を図るとともに、女性や子どもからの相談に対する体制を強化し、必要に応じて、指導・援助、保護等を行います。
- ⑨ 「相談窓口ステッカー」の配布など相談窓口の広報・周知及び性暴力被害者支援についての啓発を進めます。
- ⑩ 子どもたちを性暴力の当事者にさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実態や地域の実情等に応じた教育を推進します。
- ⑪ 「若年層の性暴力被害予防月間（4月）」を中心に、学校や市町村、民間団体等と連携し、SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆる『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの暴力に対する予防啓発を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。
- ⑫ 女性警察官の採用・登用拡大に努め、警察力の強化を図るとともに、女性や子どもが被害者となる事案や相談に対する取組を一層推進します。
- ⑬ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。（再掲）

[AV（アダルトビデオ）対策の推進・強化及び被害者支援]

- ⑭ アダルトビデオ出演被害に関する相談、被害申告等を受理した際は、令和4年6月に成立・施行された「AV出演被害防止・救済法（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律）」のほか、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進します。
- ⑮ アダルトビデオ出演被害者の心情に配慮し、県警察及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、被害者の要望に応じて女性が対応にあたるなど、相談しやすい環境の整備に努め、関係機関・関係部門等と連携して多面的

・重層的な被害者支援にあたります。

- ⑯ 各種学校、企業等と連携して被害防止教室等のあらゆる機会を捉え、アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組や相談窓口等について広報するなどし、被害防止のための啓発活動を推進します。

- *1 青少年の健全な育成を図るため、基本理念を定め、県、県民、保護者等の責務等を明らかにするとともに、夜間外出の制限、有害図書類の指定及び販売の制限、インターネットの利用環境の整備等、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項を定めている。
- *2 子ども等を犯罪被害から守るため、警察への迅速な通報や避難保護を目的に取組が進められている地域でのボランティア活動のひとつである。各種販売業界や運輸業界、医療機関等が加盟し、緊急避難場所としての機能を発揮している。

（３）ストーカー行為等への対策の推進・強化

ストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害者への適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

- ① つきまといや待ち伏せなどのストーカー行為、子どもに対する声かけ事案等について、情報収集や分析を行い、行為者を特定して積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対し、ストーカー規制法に基づく文書警告や、口頭による指導・警告措置を的確に実施します。
- ② ストーカー事案の被害防止等を図るため、平成30年5月から3年計画で実施した「官学連携によるストーカー調査研究*1」結果を踏まえ、被害者の多くを占める若年層を対象に、被害者にも加害者にもならないためのストーカー対策講習を開催するなど、被害・加害防止啓発活動を行います。
- ③ ストーカー事案等につき、危険性や切迫性が高い事案の被害者等の安全を速やかに確保し、二次的被害の防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への緊急・一時的な避難等について、公費負担を含めた支援を行います。
- ④ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。（再掲）

- *1 ストーカー事案の被害防止等に資することを目的に、徳島文理大学と連携協定を締結し、大学生等へのアンケートや加害者面接等による被害者の実態調査、加害者の傾向・類型調査等を行い、当該調査結果を報告書（ストーカー行為に関する官学共同研究報告書）に取りまとめている。

（４）加害者の再犯防止に関する取組

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組みます。

- ① 県警察においては、ストーカーや配偶者暴力に係る情報管理を充実・強化するとともに、子どもを対象とした性犯罪受刑者における出所後の居所等を把握するなど、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に実施します。
- ② ストーカー行為を抑止できない加害者に対しては、精神科医等と連携の上、加害者への対応方法やカウンセリング、治療の必要性等について精神科医等から助言を受けるとともに、必要に応じて県警察から加害者に精神科の受診を勧めるなど、精神医学的なアプローチを活用して、ストーカー行為の拡大・再犯防止に努めます。

主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 経済的に厳しい状態に置かれている「ひとり親家庭」の母親をはじめ、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、これらの人々に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間の連鎖を断ち切るため、妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化等、各種支援施策を実施していく必要があります。
- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化、複雑化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことから、令和4年5月、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」が成立（施行：令和6年4月）し、都道府県は、国の定める「基本方針」に即して施策の実施に関する「基本計画」を定めなければならないこと等が規定されました。
- 生活上の困難を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら最適・多様な支援が受けられるよう、総合的・包括的な支援体制の充実を図ります。

推進方策

（1）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。

- ① ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実を図るため、「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うとともに、相談体制を充実・強化します。
- ② 職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、ひとり親家庭の就業を支援します。
- ③ 貧困の世代間連鎖を防止し、人材育成を行うため、子どもへの学習支援や就職支援等を推進します。
- ④ 「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親世帯」などの多様な家族形態*1を理解し、地域で安定した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ⑤ 様々な困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するため、地域における支援者を養成し、関係機関相互の連携を促進します。

*1 我が国の平均世帯人員は、1955年（昭和30年）は約5人であったが、2020年（令和2年）は2.21人と急速に減少している。〔2022年（令和2年）国勢調査での世帯割合は、単独世帯は38.1%、夫婦と子どもからなる世帯は全世帯の25.1%、夫婦のみ世帯は20.1%、母子・父子家庭は9.0%となっている。〕（「令和2年度国勢調査結果」より）

（2）若年者の妊娠等への支援

若年の女性が妊娠した場合は、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、適切な支援を行います。

- ① 市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」*1の設置促進を図ります。
- ② 学校教育において、性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について、生徒が正しく理解できるようにします。
- ③ 高等学校等において妊娠した生徒に対し、母体の保護を最優先しつつ、十分に話し合い、本人の希望に応じ、学業継続に向けて支援します。
- ④ 思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、正しい知識を学べる情報ツールの充実や安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。

*1 令和4年改正児童福祉法において、「市町村は、「こども家庭センター」設置に努め、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とするとともに、家庭からの相談に応ずること、サポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、地域子育て相談機関と密接に連携を図るもの」とされた。

(3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する基本計画の策定や支援調整会議の設置等、各種施策を計画的に実施します。

- ① 国の「基本方針」に基づき、県において困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する「基本計画」を策定します。
- ② 困難な問題を抱える女性への支援を行うため、支援調整会議を設置するなどの関係機関との連携強化、民間団体との協働、支援者の資質向上の取組等、各種施策を計画的に実施します。

主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 女性と男性にはそれぞれ特有の病気や健康上の問題点等があることに加え、近年の社会情勢の変化に伴い、女性の健康を取り巻く環境は変化しており、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要です。
- これらの状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境及び相談体制の整備、並びに学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立を推進するとともに、企業に対しても従業員の性差に応じた健康対策を講じるよう啓発を図っていく必要があります。
- また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。

[男女共同参画と医療・健康・スポーツ]

- ① 性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら性差医療に対する理解を深めるとともに、性別に配慮した医療提供体制を整備促進するため、関係団体と協力しながら医師や看護師等、医療従事者に対する普及啓発を行います。
- ② 女性外来等性別に配慮した医療の提供状況について、ホームページに公表している「医療とくしま」*1を通じて情報提供に努めます。
- ③ 成人期、高齢期の健康づくりを推進するため、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
- ④ 乳がん、子宮頸がん検診の受診を促進します。特に子宮頸がんの発生要因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染リスクを低減させるHPVワクチンについては、令和4年4月から積極的な接種勧奨が再開されていることから、市町村と連携し、HPVワクチンの有効性や安全性について正確な情報提供に努めます。
- ⑤ 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。
- ⑥ HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実等、総合的な対策を推進します。
- ⑦ 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。

また、将来的に、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等、思春期早期からの十分な情報提供に努めます。

- ⑧ 薬物乱用については、乱用者の取締りや薬物乱用の危険性に関する正しい知識を普及する広報啓発活動を通じて薬物乱用の根絶をめざします。

また、児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

- ⑨ 身近な地域における健康づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブへの高齢者や女性の参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

また、女性アスリートの競技力の向上、競技生活の延伸、活躍機会の拡大を図るため、女性特有の課題への対応に向けた取組を推進します。

[ライフステージに応じた健康保持]

- ⑩ 男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施していきます。さらに、「女性の健康週間（3/1～3/8）」に合わせ、パネル展示やパンフレット等の配布を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援の推進を図ります。

- ⑪ 子どもの段階から食育を推進し、栄養バランスの優れた食習慣等の定着、食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

- ⑫ 従業員の健康づくりについて、企業へ普及・啓発を行い、企業の「健康経営」*2を推進します。

- ⑬ 高齢者が容易に通える範囲に体操等を行う「住民主体の通いの場」の普及や介護予防リーダーの活躍を促進するなど、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組む地域づくりを推進します。

- ⑭ 「徳島県自殺対策基本計画」に基づき、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的視点も含めた包括的な相談機能の強化や連携体制の構築等を推進するとともに、「徳島県自殺予防サポーター」*3の更なる養成や、出前講座、街頭啓発の充実等に努め、「誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”の実現」をめざし、県民総ぐるみで自殺対策の推進を図ります。

*1 徳島県ホームページで運用している医療情報提供サービス。診療科目での医療機関検索機能や休日夜間救急情報をはじめ、医療を取り巻く各種情報の提供を行っている。

*2 「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との経営的な視点から健康管理をとらえ、戦略的に実践すること

*3 ゲートキーパー*3-1、傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修受講者。

*3-1 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援します。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。

- ① 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産む

ことができるよう、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療体制の確保に努めます。

- ② 出産後の母親の身体的な回復、心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、家族が健やかに育児できるよう、心身のケアや育児のサポート等を支援します。
- ③ 子どもを持ちたいにも関わらず不妊・不育で悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室において専門相談や情報提供を行います。
- ④ 若い世代に対して、妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤ 女性が、妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携しながら関係法令の周知啓発を図るとともに、労働環境の整備を支援します。

主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 近年、これまで経験したことのないような集中豪雨や頻発する台風などの異常気象により、全国各地で洪水や土砂災害などの自然災害が多発しています。さらに、徳島県においては、発災すれば大きな揺れや津波による大規模災害の発生が予想される南海トラフ巨大地震の発生が想定されます。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状態にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・事前復興、災害に強い社会の実現に必須です。
- 災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映して、社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・事前復興を円滑に進める基盤となります。
- 特に、防災・事前復興の取組を進めるに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・事前復興体制を確立する必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興

男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。
- ② 「県防災会議」委員に女性の積極的な登用を図り、女性の視点を取り入れた災害対策により一層取り組みます。
- ③ 男女共同参画の視点を理解し、地域の防災力向上に積極的に取り組むリーダーを養成します。
- ④ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・事前復興講座を開催することで、女性リーダーを育成するとともに、男女が共同して地域防災力の向上に取り組めるよう支援します。
- ⑤ 消防職員について、各消防本部に、女性職員が採用されるよう促進するとともに、女性消防職員の活躍を推進するための広報・啓発を行います。
- ⑥ 女性消防団活動の活性化を図るための広報・研修を行うなど消防団員における女性の活躍推進を図ります。
- ⑦ 婦人防火クラブの活性化を図るため、研修会を実施します。
- ⑧ 男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及を図ります。
- ⑨ 外国人を含む災害時の要援護者対策など、多様な住民のニーズに応じた防災・事前復興

について、学ぶ機会を提供します。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。(再掲)
- ② 男女共同参画の視点に立った避難所運営等について、全国女性会館協議会*1 が運営する相互支援システムを活用した情報収集と関係者への情報提供を行います。
- ③ 大規模災害時における多様な住民の視点が取り入れられた地域の実情に応じた避難所運営を進めるため、避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象に避難所運営を円滑に行うための訓練を実施します。
- ④ あらゆる被災者の多様性に配慮した「我慢させない支援」を実現する体制の構築に向け、避難所運営や復興に関わる防災関係者を対象として、災害支援の国際基準であるスフィア・プロジェクト*2 の理念を取り入れた研修を実施します。

*1 男女共同参画社会の形成を促進するため、全国の男女共同参画センター、女性センター、女性会館等に関する研修事業、情報事業等を実施し、女性関連施設の事業及び管理運営の充実・発展を図っている特定非営利活動法人。2015年に全国の男女センター及び男女共同参画所管課を結ぶ全国ネットワークを構築。

*2 スフィア・プロジェクトは、1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始した自発的な活動であり、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に、「災害時の被災者には尊厳ある生活を営む権利と援助を受ける権利がある」こと、「災害時の苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの権利及び理念に基づく「人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア基準)」を策定した。その分野横断的テーマにジェンダーが含まれている。内閣府は「避難所運営ガイドライン」の中で参考にすべき基準としてスフィア基準を紹介している。

基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり

地域の人々が、性別、年齢、障がいの有無等、互いの多様性を理解し合い、尊重するとともに、一人ひとりの能力を十分に発揮して、生き方を選択することができるダイバーシティ社会の実現を目指します。

主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果においても、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、65.9%にのぼり、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査におきましても、同様の傾向となっております。
- 背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。
- 男女共同参画社会を形成するには、固定的な性別役割分担意識等の解消が必要です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、一人ひとりの生活には未だに根強く残っていることから、男女平等・人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発を展開する必要があります。
- 男性にとっても、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成は重要であり、男性がより生きやすくなることについての理解を深め、男性の家庭・地域における活躍を促進します。
- メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担にとらわれることのないようメディア側の積極的な取組を働きかけるとともに、メディアを取り巻く様々な情報を収集、判断し、適切に発信されるようメディア・リテラシー*1 向上に向けた取組を進めます。

*1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

推進方策

（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

インターネットや広報誌など多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画及びジェンダー*1 平等の意識啓発を効果的に推進していくため、その参考指標としての県民の皆様への意識調査の実施と分析に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた効果的な普及啓発を行います。

- ① 男性と女性が協力して家事・育児・介護や地域活動、仕事に参画することにより、女性も男性もともにライフスタイルの選択の幅が広がることにつながるなど、男女共同参画社会の形成が互いの人生をより豊かなものにするものであることの広報・啓発活動を推進します。
- ② 広報・啓発に当たっては、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点の定義について、恣意的運用・解釈*2が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動に努めます。
- ③ 7月、8月の2か月間を「徳島県男女協調月間」とし、この期間に、女性の活躍に向けた講演会の開催や、男女共同参画立県とくしまづくりに関する表彰、性差や年齢に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発など、各種啓発事業を集中的に展開します。
- ④ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において開催する啓発事業等を通して、県民の男女共同参画の理解を深めるとともに、男女共同参画に関する各種情報の収集・提供を行います。事業の実施に際しては、インターネットを通じた広報活動やオンラインを活用した実施方式を取り入れるなど、一層のデジタル化を進めます。またNPO等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修等の開催や各種研究活動等に対して支援を行うとともに、NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。
- ⑤ 次代を担う若者が男女共同参画社会を実現できる力を育むよう、学校等に出向いて啓発を行うとともに、社会全体に男女共同参画の推進に向けた意識づくりを浸透させるため、企業や地域に出向いて啓発を行います。
- ⑥ 大学等高等教育機関などの調査・研究機関との連携強化を図ります。
- ⑦ 県の行政機関の作成する広報、出版物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれたものとならないよう、また、性差別につながるものがないよう配慮します。
- ⑧ 意識形成におけるメディアの影響力を考え、メディアに対して男女共同参画社会の形成を阻害するような表現が行われないよう働きかけます。また、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。
- ⑨ 男女共同参画に関する統計情報を収集・整備し、男女共同参画基本計画に基づく施策の推進状況とともに公表します。

*1 人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*2 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、国の男女共同参画基本計画（第2次）において、「『ジェンダー・フリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」等が記述されたところであり、「地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます」との周知がなされている。[2006年（平成18年）1月31日・内閣府男女共同参画局]

（2）男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図ります。また、家族の姿が変化・多様化する状況の中で男性が家庭や地域社会で活

躍の場を広げられるよう、家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。

- ① 男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図り、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。
- ② 性別に関わらず、多様な生き方を選択することができるよう、固定的な性別役割分担意識や、性差等に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための普及啓発を行います。（再掲）
- ③ 男女共同参画の拠点施設である男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において男性の相談にも応じます。

（３）総合相談体制の充実・強化

あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。

- ① 男女共同参画の推進拠点である男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において、関係機関との連携強化による相談体制の充実を図ります。また、「男女共同参画総合支援センター」、地域の子育て支援の推進拠点「子育て総合支援センター」、子ども・若者の育成支援の拠点「子ども・若者総合相談センター」の相談機能を集約することにより、幅広いニーズに対応するワンストップの相談支援体制の充実を図ります。
- ② 多様化する相談内容に対し、相談者のプライバシー保護に配慮する等、相談しやすい環境を整備するとともに、各種相談員等に対する研修の充実を図ります。
- ③ 徳島県男女共同参画推進条例第 18 条に規定する「相談の申出の処理」*1 を適切に実施します。

*1 徳島県男女共同参画推進条例（平成14年4月施行）第18条抜粋

「知事は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。」

主要課題 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、性別による差別などを受けることなく、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。
- 各人が互いの違いを認め合い、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。
- 誰もが伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。
- また、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護されるジェンダー平等の社会づくりを進めます。

- ① 性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護されるジェンダー平等の社会づくりを進めます。
- ② 男女が自らに保障された法令上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法令・制度の理解の促進を図ります。
- ③ 多様化・複雑化した男女共同参画推進における諸問題に対応するため、県内の高等教育機関、関連機関との連携を図ります。
- ④ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現に向け、学習機会の充実を図ります。
- ⑤ 県立総合大学校「まなびーあ徳島」やシルバー大学校等、子どもから高齢者まで県民一人一人が生涯にわたって学び続ける徳島ならではの学習機会を提供するとともに、県民が学び続けた知識を地域に還元できる機会を充実するなど、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めます。
- ⑥ 教職員に対し、男女共同参画に関する理解を深め、指導力の向上を図るための研修及び学習機会を充実します。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤としたジェンダー平等意識の育成を図るための教育の充実をめざします。また、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む環境づくりを推進します。

- ① すべての子どもを対象とした質の高い幼児期の教育・保育を提供する環境を整えていきます。
- ② 異性について認識を深め、尊重し合う人間尊重の性に関する指導を推進します。学校における性に関する指導の実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、保護者や地域の理解を得ながら適切に推進します。
- ③ 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。
- ④ 学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立ち、キャリア教育を含む教育の充実を図り、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりをめざします。
- ⑤ 科学技術の未来を切り拓く人材を育成するため、県内外の高等教育機関や研究機関と連携し、県内の小・中・高校生に対して実践的な学習の機会を提供します。
- ⑥ 子どもたちの健やかな成長の実現をめざして、「徳島県家庭教育支援条例」*1に基づき、保護者をはじめ、行政や学校、地域住民、事業者等、社会全体が一丸となって、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

*1 家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする条例。平成28年4月施行。

主要課題 1 1 地域社会における男女共同参画の推進

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 地域社会の一員として、共に支え合うことの大切さを再認識するとともに、自らの行動が、現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることに自覚を持つとともに、持続可能なよりよい社会づくりに貢献していく必要があります。
- また、活力ある地域社会を持続していくために、進学や就職という節目を迎えた若者世代が本県との関わりを保ち続けられる取組や、人口動態に大きな影響力を持つ女性にとって、魅力のある地域づくりを進めていくことも重要です。
- NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくために、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、共に支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」を推進します。

推進方策

(1) 地域における男女共同参画の推進

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む社会づくりを進めます。

- ① 多様な価値観のもと、男女とも個性と能力を生かし、ボランティア活動、NPO活動、趣味などの様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図ります。
- ② 女性自らの参画意欲の向上を図るための意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動において女性リーダーとなる人材を養成します。
- ③ 持続可能な地域づくりや、地域で子どもたちの学びや成長を支える活動を推進するため、様々な団体との連携・講習会等の実施により、主体的に地域と関わる人材の育成に取り組みます。
- ④ 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」において、男女共同参画社会の実現をめざした活動を行っている団体や個人を表彰することにより、その功績をたたえ、活動意欲の醸成や活動の活発化等を図ります。
- ⑤ 家族や地域の大切さについて理解を深めるため、「いい育児の日」(11/19)*1の普及を図るとともに、国が定めた「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)*2に合わせて、行政や民間団体等が取り組む催事等の情報提供を行い、家族や地域の人々がふれあう機会を通して、明るい家庭づくりを推進します。
- ⑥ 県内各地域で男女共同参画の取組を促進するため、市町村における「男女共同参画基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「推進計画」の策定が図られるよう、働きかけます。

- *1 「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が、平成29年5月20日のとくしまサミットにおいて、11月19日を「いい育児の日」と定め、育児や家庭について考える機運を高めることを盛り込んだ「とくしま声明」を採択。（一社）日本記念日協会の記念日に登録されている。
- *2 内閣府において、平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう、様々な啓発活動に取り組んでいる。

（２）地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

- ① 個性豊かで魅力ある持続可能な地域づくりを推進するため、地域の魅力を情報発信するとともに、市町村と連携して移住交流の増加に寄与する取組を推進し、さらなる人の流れを創出します。
- ② 移住交流の促進をはじめ、若者の地元定着、徳島ゆかりの高齢者の里帰りなど、多様な世代で「とくしま回帰」を加速し、地方創生と女性活躍の好循環を図ります。
- ③ 男女共同参画の視点での地域おこし・まちづくりを推進するため、NPOや社会貢献活動団体、関係機関と連携した取組を行います。

（３）環境保全への寄与

男女が共に、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

- ① 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」*1 に基づき、県民や事業者などのあらゆる主体が、それぞれの立場で、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、啓発や気運の醸成を図ります。
- ② 環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」において、「とくしま環境県民会議」*2 を中心に、エシカル消費など身近な取組から着手する県民活動としての気候変動対策や食品ロス、プラスチックごみの削減対策など、各種施策の推進や環境活動の支援を行い、県民総ぐるみによる環境保全への取組を推進します。
- ③ 学校・大学・家庭・地域・職域等において、エシカル消費*3 教育及びエシカル消費の普及・啓発を推進し、人や社会、環境に配慮した消費行動への意識の醸成を図るとともに、公正で持続可能な「消費者市民社会」*4 の実現をめざします。

*1 温室効果ガスの排出量と自然界の吸収量との均衡を図り、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会「脱炭素社会」の実現に向けて、全国に先駆けて、気候変動対策の「緩和策」と「適応策」を両輪とした展開や、水素エネルギーの最大限導入を盛り込んだ条例。平成29年1月施行。

*2 「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して、調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。

*3 消費者それぞれが、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費。

- *4 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと。

主要課題 1 2 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。
- また、障がいがあること、外国人であること、同和問題に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進めます。

推進方策

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、外国人との相互理解や 共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現をめざします。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々が安心して暮らせるよう取り組みます。

[高齢者のための環境整備]

- ① 高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進を図ります。
- ② 高齢者が地域を支える主役として活躍できるよう、それぞれが持つ知恵やノウハウを活かした就業機会の提供に努め、生涯現役社会の実現をめざします。
- ③ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。
- ④ 高齢者の生きがいづくりと介護現場や保育現場の負担軽減を図るため、現役職員とアクティブ・シニア（元気なシニア）が業務をシェアする「介護助手」や「徳島県版『保育助手』制度」の普及・促進を図ります。
- ⑤ 各市町村において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくため、市町村のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。
- ⑥ 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備を促進するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保の取組を推進します。
- ⑦ 高齢者が容易に通える範囲に体操等を行う「住民主体の通いの場」の普及や介護予防リーダーの活躍を促進するなど、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組む地域づくりを推進します。（再掲）
- ⑧ 認知症の人やその家族を地域で見守る認知症サポーター*1 の養成を促進し、認知症の人にやさしい地域づくりを支援します。
- ⑨ 高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持を図るため、「高齢者虐待の防止、

高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」*2 に基づく適切な対応に努めるとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。

- ⑩ 誰一人取り残されない「人にやさしいデジタル社会」を実現するため、高齢者を対象にスマートフォンの基本的な操作やインターネットの安全な使い方などを習得できる「スマホ体験教室」を実施します。

[障がい者のための環境整備]

- ⑪ 子どもから高齢者、障がい者も含め、年代、性別などを問わずすべての人が住みやすいまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。
- ⑫ 障がいを理由とする差別の解消を図るため、相談体制を整備するとともに、障がい者の尊厳の保持を図るため、障がい者虐待への適切な対応を行います。併せて広報啓発を行うことにより、県民理解の促進を図るなど、障がい者の権利擁護を推進します。
- ⑬ 障がいの種別にかかわらず、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、利用者本位の障がい福祉サービスの提供を推進します。
- ⑭ 障がいのある人が能力、適性を十分に活かし、活躍することができるよう、障がい者に対する雇用の促進を図ります。
- ⑮ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、一般就労はもとより、スポーツ・芸術・文化といった様々な日常活動を支援し、障がい者の自立を地域社会全体で支える体制を構築します。
- ⑯ 障がい者のコミュニケーション及び移動の手段を確保するため、手話通訳者や各種専門的ボランティアを育成します。
- ⑰ 県民のすべてが「発達障がい」を正しく理解するよう普及啓発を行うとともに、小松島市における「発達障がい者総合支援ゾーン」*3 及び美馬市における「発達障がい者総合支援センターアイリス」*4 を中心に、専門的で切れ目のない支援を身近な場所で受けられるよう、地域における支援体制の充実を図ります。
- ⑱ 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進し、生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を図ります。
- ⑲ 誰一人取り残されない「人にやさしいデジタル社会」を実現するため、障がい者を対象にスマートフォンの基本的な操作やインターネットの安全な使い方などを習得できる「スマホ体験教室」を実施します。

[外国人のための環境整備]

- ⑳ 国際化に対応し、在住外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画社会が実現された地域づくりを推進します。
- ㉑ 在住の外国人に対し、言葉や文化等の違いに配慮した相談支援体制の充実を図ります。
- ㉒ 生活のあらゆる場面において、県民と在住外国人との相互理解を深め、共生するためのコミュニケーションづくりを推進します。
- ㉓ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。(再掲)
- ㉔ 在住外国人がそれぞれ有する能力を活かし、地域活性化に貢献できるよう取組を進めます。

- ②⑤ 日本語教室の開催や外国人支援ボランティアの育成など外国人が暮らしやすい環境整備を行うとともに、文化、就労体験を通じた定住促進を図ります。
- ②⑥ 外国人採用に係る留意点やノウハウを学ぶセミナーを開催するとともに、外国人留学生等を対象とした企業説明会・マッチングフェアを開催し、県内企業の外国人労働者受入れの支援を行います。
- ②⑦ 在住外国人を対象に、自動車運転免許取得やビジネスマナー習得のための講座等を実施し、就労に向けたスキルアップの支援を行います。
- ②⑧ 地域の国際交流協会や民間の国際交流団体との連携を図ります。

[女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応]

- ②⑨ 障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々への理解が進むよう、県の人権教育・啓発の推進拠点である人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」を中心に、啓発を行います。
- ③⑩ 女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、男女共同参画の視点に立った必要な支援が行えるよう、国、市町村、各種関係機関と連携を図ります。

[地域共生社会の実現に向けた体制整備]

- ③⑪ 各市町村における「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める『相談支援』」、「本人のニーズを踏まえて社会とのつながりを作るための『参加支援』」、「世代や属性を超えて交流できる場を整備する『地域づくり支援』」といった包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備を促進し、相談窓口の強化・地域における役割や居場所の確保を図ります。

- *1 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り、できる範囲で手助けするボランティア。
- *2 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することにより、高齢者の権利と利益の擁護に資することを目的とした法律である。
- *3 発達障がい者の自立と社会参加を進めるため、2012年(平成24年)4月、教育施設・福祉施設・医療施設を小松島市の旧徳島赤十字病院跡地に集積し、ゾーン内の施設が、それぞれの専門性に応じた支援を行うとともに、相互に連携して総合的な支援をめざすものである。
- *4 全県的な視点で発達障がい者の支援体制の充実を図るため、2015年(平成27年)5月、美馬市に「発達障がい者総合支援センターアイリス」を開設した。

(2) 多様な人権尊重

性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の人権や、高度情報化や国際化、少子高齢化の進行等、社会の変化の中で生じる新たな人権課題に対しても、理解と認識を深め、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」をめざします。

- ① 性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々に対する県民の理解の促進を図るため、「とくしま共に生きるフェスタ」をはじめとした「県民向け講座」や「パネル展」を開催するほか、学生が制作した人権啓発動画の配信など啓発活動や教育を推進します。
- ② 国籍や性別、障がいの有無など、お互いの違いを理解し、認め合うことのできる「共生

社会」の実現に向け、県民の人権尊重の理念の普及を図るため、各種人権啓発事業を一体的・総合的に展開します。

- ③ インターネット上の掲示板や動画サイトの差別書込等に対するモニタリングを県内大学と連携して実施するなど、インターネット上の人権侵害の抑止・削減に向けた取組を積極的に実施します。
- ④ 女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く教育・啓発を進めます。
- ⑤ これまで様々な理由により義務教育段階において十分に学ぶ機会がないまま学齢期を経過した方に対し、学び直しの機会を確保します。

総合的な推進体制の整備

推進方策

(1) 県の推進体制の充実

- ① 徳島県男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画立県とくしまづくりに向けて総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。
- ② 男女共同参画立県とくしまづくりのためには、県民の声を聴き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、学識経験者や公募による委員で構成する「徳島県男女共同参画会議」の意見を十分尊重し、施策への反映を図ります。
- ③ 計画の実効性を確保するため、施策の推進状況を毎年度公表し、「男女共同参画会議」において効果検証を行います。また、検証の結果を施策の改善見直しに反映します。なお、「推進計画」に係る施策の効果検証については、「働く女性応援ネットワーク会議」においても行います。

(2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画立県とくしまづくりの推進拠点施設として、「調査・研究」、「学習・研修」、「相談」、「情報提供」、「交流」、「子育て支援」の各種機能の充実を図るとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開に取り組みます。
- ② 事業の実施に際しては、インターネットを通じた広報活動やオンラインを活用した実施方式を取り入れるなど、一層のデジタル化を進めます。
- ③ 男女共同参画に向けた各種施策を提供する窓口として、機能の向上に努めます。
- ④ 学校や地域、企業等に出向いた啓発により、センターでの実施にとどまらない事業展開を図ります。

(3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携

- ① 県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、県民、事業者、市町村、NPO等と連携、協働をより一層深めるとともに、情報提供など各種支援を行います。
- ② 男女共同参画社会の推進に向けて、市町村担当主管課長会議等の会議・研修会を開催し、必要な情報の提供や事業説明、意見交換を行うなど市町村の取組に対する支援を行います。
- ③ 女性活躍推進法に基づき設置する協議会に「働く女性応援ネットワーク会議」を位置づけ、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

(4) 施策に関する申出の処理の円滑化

徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく「施策に関する申出の処理制度」*1について、引き続き周知に努めるとともに、県民等からの申出に対しては、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

*1 徳島県男女共同参画推進条例(平成14年4月施行)第17条抜粋

「知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。」